

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する  
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検  
疫の強化）

〔 令和 2 年 3 月 6 日  
閣 議 了 解 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感  
染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的  
強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、そ  
の重要性に鑑み、検疫の強化について、閣議了解を行い、政府一体とな  
って下記により対応する。

記

- 1 検疫所長は、当分の間、中華人民共和国又は大韓民国から来航する  
航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第  
34 条の規定に基づく政令において準用する同法第 14 条第 1 項第 1  
号に規定する隔離又は同項第 2 号に規定する停留を必要なものに行  
うほか、検疫所長が指定する場所において 14 日間待機し、国内にお  
いて公共交通機関を使用しないことを要請することとする。

以 上